

「タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金」の概要

愛知県における燃油価格高騰に係る対策として、タクシー事業者に対して燃料費上昇分に相当する額を支援金として交付します。支援金の概要は以下のとおりです。

支援金の概要

1. 交付対象者

愛知県内に営業所を置く道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者で、次の要件を全て満たす者

- ・2025年4月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者
- ・交付申請日以降も事業を継続する予定の者

2. 交付対象車両

交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、交付申請日時点で登録がされているタクシー車両

※ただし、2025年4月1日時点で国土交通省中部運輸局愛知運輸支局に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされているタクシー車両の台数を上限とする。

3. 支援金の額

車両1台あたり **33,000円**

4. 申請受付期間

2026年1月26日（月）から2026年2月27日（金）まで

※郵送申請の場合は当日消印有効

（申請は受付期間中に1度しかできません。）

5. 申請方法

以下の2種類の申請方法があります。（申請に係る費用は申請者負担となります。）

なお、タクシー協会や協同組合で申請の取りまとめを行っている場合がありますので、詳しくは加入している協会等にお問合せください。

（1）電子申請（推奨）

公式Webページ内にある申請フォームにより必要事項の入力と申請書類のアップロードを行ってください。

※パソコンやスマートフォンから申請できます。

※申請後の進捗状況をWeb上で確認できます。

（2）郵送申請（電子申請を御利用いただけない場合）

公式Webページから様式をダウンロードした上で、申請書類を作成・用意し、「簡易書留」や「レターパック」などの追跡可能な手段で送付してください。また、提出時は必ず申請書類一式の控えを取り、保管してください。

6. 申請書類

申請の際には以下の書類を提出してください。過去に実施した際とは申請書類が異なりますので、御注意ください（流用はできません）。

	申請書類
1	タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）
2	一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し又は事業の譲渡を受けた場合は、譲渡譲受認可書の写し ※許可書又は認可書を提出できない場合は、運輸支局が発行する事業証明書の写し
3	2025年4月1日時点の届出台数が確認できる一般乗用旅客自動車運送事業の申請書等の写し（ただし、運輸支局が受理したことがわかるものに限る。個人タクシー事業者において許可書で台数が確認できる場合は不要。） ※事業許可又は譲渡譲受認可後に増減車を行っている場合は、2025年4月1日時点の届出台数が確認できる事業計画変更の申請書又は届出書の写し等 ※申請書等の写しを提出できない場合は、運輸支局が発行する事業証明書の写し
4	申請台数内訳書（様式第2号）
5	申請する車両の自動車検査証記録事項の写し
6	振込先の口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人等）がわかる書類
7	その他知事が必要と認める書類

7. 支援金の交付

審査で適当と認められた場合に、支援金を申請された口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、審査の状況等により変動する場合がありますので、御了承ください。

8. 公式 Web ページ

支援金の詳細について掲載しているほか、電子申請や様式のダウンロードなどが行えます。

○タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金公式 Web ページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotsu/taxi-nenyushienkin2025.html>



9. 送付先・問合せ先

○タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金事務局

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

愛知県都市・交通局交通対策課地域公共交通グループ

メール kotsu-nenyu@pref.aichi.lg.jp

※問合せはメールでお願いします。

※支払日に関する個別の問合せにはお答えできません。